

第 1022 回教育委員会 会議録

平成 28 年 3 月 15 日

15:00~16:40

①開 会

<菊川委員長>

それでは、ただいまから、第 1022 回教育委員会を開会いたします。

②会議録署名委員の指名

<菊川委員長>

会議録署名委員に、涌井委員と武田委員を指名いたします。

③会期の決定

<菊川委員長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菊川委員長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

<菊川委員長>

議事に先立ち、報告があります。

(1)の「第71回国民体育大会冬季大会山形県選手団の結果について」は、資料の配布をもって報告とし、事務局の説明は省略します。

<菊川委員長>

次に、(2)「高校生等による選挙運動及び政治的活動に関する留意点について」、高校教育課長より報告願います。

<高校教育課長>

それでは、「高校生等による選挙運動及び政治的活動に関する留意点について」御説明させていただきます。資料は、報告2-1を御覧ください。こちらの資料は、「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」という文部科学省初等中等教育局長の通知の概要でございます。この通知は選挙権年齢が18歳以上に引き下げられることに対応しまして、主に2つの点について、1つは、高等学校における政治的教養の教育の充実、2つめは、政治的活動等に対する適切な生徒指導の実施について通知したものでございます。

1つめの政治的教養を育む教育につきましては、授業等において実践的な教育活動を積極的に行うこと、そして、教員が公正かつ中立的な立場で生徒を指導することなどを求めています。

2つめの高校生の政治的活動等については、高校が公教育を受ける場所であることを踏まえ、合理的な範囲で制約を受けることが記載されております。この政治的活動等には候補者の当選に向けて行う選挙活動や、政治上の主義や政党を支持することなどを目的に行う政治的活動、そして住民投票で特定の結果になるように行う投票運動のことを指しています。

次に報告2-2を御覧ください。文部科学省の通知を受けまして、本県における「高校生等による選挙運動及び政治的活動に関する留意点」をまとめております。この留意点をもとに生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう教職員に周知し、指導を徹底してまいります。それでは、この資料の内容について簡単に説明させていただきます。

まず、1番「放課後や休日等の、学校の構内における選挙運動及び政治的活動について」でございます。学校の教育活動として、生徒が政治的活動を行うことは教育基本法により禁止されておりますが、放課後や休日等であっても、学校の構内における選挙活動及び政治的活動については、文部科学省の通知に、制限又は禁止することが必要であると記載されております。県教育委員会といたしましては、学校施設の物的管理の上での支障、他の生徒の日常の学習活動等への支障、その他学校の政治的中立性の確保等の観点から考えますと、教育を円滑に実施する上での支障が生ずるおそれがあるという理由から、禁止すべきであると判断したところであります。

続いて、2番「放課後や休日等の、学校の構外における選挙運動及び政治的活動について」でございます。こちらは放課後や休日等の、学校の構外における選挙運動及び政治的活動は、家庭の理解の下、生徒が判断し行うものです。他の構外活動と同様に、記載のような選挙活動や政治的活動が行われている場合は、合理的な範囲で制限又は禁止することが必要であると示しているところです。

それから、3つめ「公職選挙法に関する指導について」です。法律にのっとった適切な選挙運動が行われるよう公職選挙法等に関する正しい知識について、指導する必要があります。どのような行為が公職選挙法に違反するかについては、教職員が一市民として気を付けていることを踏まえながら指導する必要があります。また高校生等がスマートフォン等を介してインターネットを頻繁に利用している現実や、選挙権を持つ生徒と持たない生徒が同じクラスの中に混在するという状況に鑑み、記載の1つめ、選挙運動期間中に、選挙運動用の電子メールを送信したり、友人や家族に転送したりすること。2つめとしまして、18歳未満の者が選挙運動期間中にインターネットを含めて選挙運動を行うことについては、公職選挙法の違反にあたるということから指導を徹底する必要があるということを示しています。

最後4つめでございます。「校則や生徒心得等の見直しについて」。こちらは、昭和44年に文部省で発出しております「高等学校における政治的教養と政治活動について」の通知が廃止されたことに伴いまして、この通知をベースに作成されたと考えられる校則あるいは生徒心得については、学校の構内における選挙運動及び政治的活動のみの禁止を謳うよう修正する必要があると考えております。また、校則や生徒心得に選挙運動及び政治的活動に関する記載がない場合は、それぞれの学校で追記する、しないの検討をするようお願いしたところでございます。

報告2-4ですが、こちらは学校から保護者にその旨を通知する文書

の例として示したものでございます。これから学校にこの留意点を通知しながら、年度当初から速やかに指導に入れるような工夫をしていただくよう学校にお願いしたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

<菊川委員長>

御質問等ございますか。

<小嶋委員>

全体的な内容としては、政治的な活動には関わらないようにということですか。

<高校教育課長>

いえ、そのようなことではなく、構内での模擬投票であるとか、選挙運動も含めて、様々なものを授業の中で指導してまいります。ただ、構内における生徒の自由な活動の場で、選挙活動や政治的活動の制限をかけるということと、構外の場合は、具体的には学校で届出制や許可制をとる、あるいはそれらの必要はないという判断も場合によってはあると考えております。構外の活動については極端な制限をかけるという考えではありません。

<小嶋委員>

構内では授業では行うが、授業以外ではあまりそのような活動はしないようにということ、そして、構外については現実問題としてはあまり関与しないということですか。

<高校教育課長>

そのような考えです。

<菊川委員長>

ほかになれば、次に、(3)「平成28年度山形県公立高等学校入学者選抜の概要について」、高校教育課長より報告願います。

<高校教育課長>

平成28年度山形県公立高等学校入学者選抜の概要について御説明させていただきます。資料は報告3-1を御覧ください。

現在、一般入学者選抜も滞りなく終わりました、学校では採点業務等を進めているところでございます。1番にありますように、日程については、そのような流れで、推薦から始まりまして、ようやくここまですり着いたということになります。合格発表が明後日3月17日(木)ということで、早い学校では午前10時から発表が行われ、遅い所でもおおよそ午後4時半頃までには発表が終わるという報告を受けているところでございます。

続きまして、2番の「実施学校数及び学科数」についてでございます。初めに、推薦選抜の実施状況について御説明いたします。推薦選抜は普通科を除く学科で実施することができることとなっております。全日制においては米沢興譲館高校の理数科、鶴岡南高校の理数科、そして鶴岡中央高校の総合学科、これらの学校も実施できることにはなっておりますが、実際には推薦選抜を実施しておりません。本年度の実施高校は米沢工業高校で学科改編が行われたことによりまして、前年度より1学科

減の26校66学科で実施いたしました。また、定時制の方では、推薦選抜を実施できる学校は、工業学科を置く2校、米沢工業高と鶴岡工業高がございますが、こちらでは実施しておりませんので、定時制での推薦入選は行われませんでした。

次に一般選抜を実施した学校数でございます。こちらの学校数、学科数は全日制42校95学科、定時制は5校5学科、合計で43校の100学科で前年度に比べ1学科の減となりました。この学科減は先ほどの米沢工業高校での学科改編によるものでございます。

次に3番の「推薦志願、推薦合格内定、一般志願状況」を御覧ください。入学定員につきましては、昨年度に比べ120名の減となりました。これは山形中央高校の普通科、酒田光陵高校の普通科の学級減と先ほどから御説明しております米沢工業高校の学科改編の1学級減によるものでございます。全日制の推薦選抜による募集人員は前年度よりも20名増となりました。志願者数は1,077名で前年度に比べ44名増加しました。推薦選抜の志願倍率は1.25倍ということで、0.03ポイントの増となりました。推薦選抜による内定者数でございますが、780名と前年度と比較しますと17名増ということになりました。これ以外に、新庄南高校金山校、それから小国高校で連携型選抜が行われ、そちらでも46名の生徒が合格内定をしているところでございます。

次に一般選抜定員でございますが、全日制は6,814名、定時制は280名で、全定あわせまして7,094名となっております。また、一般選抜の志願者数は全日制が6,885名、定時制が116名、全定あわせまして7,001名と、前年度より146名増ということになりました。その結果、一般選抜の志願倍率は全日制が1.01倍、0.04ポイントの増でございます。また、定時制が0.41倍と0.04ポイントの減となりました。一般選抜の今年度の傾向といたしましては、志願倍率が2年ぶりに1倍を超え、1.01倍になったということでございます。また、高倍率の学校は例年同様、特に専門学科の方に多く見られます。また、その中でも比較的募集人員の多い学科の中には総合学科や、工業科で志願者を多く伸ばしたところでございます。

続きまして今回の学力検査における出題のねらいについて資料を準備させていただきました。とじ込みの資料を御覧ください。こちらが3月10日に行われました一般入学者選抜の学力検査の出題のねらいについて記載させていただいたものでございます。1頁目は「出題の基本方針」、これは毎年出されているものです。

そして2頁目に「出題の傾向」ということで、今年度の入試の傾向を整理したものでございます。「(1)全体」には「基礎・基本を重視して関心・意欲・態度、思考力、表現力などを総合的に評価できるようにした。」ということと、「受検者の興味・関心を高められるよう、身近な素材を取り入れるなど、問題の設定を工夫した。」ということ。そして「(2)平均点」は毎年でございますが、ねらいといたしましては各教科とも50～60点となるように配慮をして作成しているところでございます。「(3)各教科」に出題の傾向を記載させていただいております。

すので御覧いただければと思います。また、今年度も探究的な学習ということで、そのような観点からの設問も各教科で準備して出題しているところがございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

<菊川委員長>

御質問等ございますか。

<菊川委員長>

出題ミスなどは全くなかったのですか。

<高校教育課長>

過去には1つ2つ小さなトラブル等も出ていたのですが、今年は今のところ問題なく順調にきております。

<小嶋委員>

水産科の倍率ですが、0.29倍となっています。特殊な学科であることから続けていると以前お聞きしましたが、これほど倍率が低くても大丈夫ですか。

<高校教育課長>

今のところ、本県の唯一の学科ということもあり、今後の学校の再編整備の方針といたしましては、しばらくはこのような形で進めたいと考えております。

<小嶋委員>

生徒数は何人くらいいるのですか。

<高校教育課長>

各学年50名ほどです。2クラスありますので、80名定員のところ50数名となっています。

<小嶋委員>

ということは、今回は20名くらいということですか。

<高校教育課長>

今回は半分いきませんでした。加茂水産高校は2つ学科がございますが、1つは海洋技術科で、推薦が7名内定、一般では11名で合計18名が合格しています。それから海洋資源学科では、推薦で5名、一般志願者は9名、合計14名が合格しています。いずれにしても、どちらの学科も半分をきっている状況に今年度はなっています。

<片桐委員>

遊佐高校では今回志願者数が多く、地元の方々は大喜びしています。ぜひ存続をとという声が多くあるのですが、これはまだ決まりではないのでしょうか。

<高校教育課長>

最終的には入学者が何名になるかということになりますが、現在1倍を超えておりますので、よほどのことがない限りリセット状態になると考えてよろしいかと思えます。

<菅野教育長>

同じように新庄神室産業高校の真室川校も定員の半分の20名を超えるだろうということですので、真室川高校もぎりぎりセーフということ

になります。

<菊川委員長>

ほかになければ、これより議事に入ります。

⑤議 事

<菊川委員長>

議第1号「山形県文化財保護条例第4条第1項の規定による山形県指定有形文化財の指定について」、文化財・生涯学習課長より説明願います。

<文化財・生涯学習課長>

はい。よろしくお願いたします。議第1号について御説明申し上げます。資料の1-1を御覧ください。本議案は山形県文化財保護条例第4条第1項の規定によりまして山形県指定有形文化財を指定するものでございます。

資料の1-2をお開きください。2月10日に開催されました山形県文化財保護審議会におきまして、紙本著色徒然草図六曲屏風の山形県指定有形文化財の指定について審議され、指定することが適当であるとの答申がなされました。

それでは、紙本著色徒然草図六曲屏風の概要につきまして、資料1-3で御説明させていただきます。所在地につきましては、米沢市丸の内の米沢市上杉博物館で、所有者は米沢市でございます。この屏風につきましては、日本画の顔料を用いて著色をしているもので、金の雲のようなものが描かれていますが、それは「金砂子」と申しまして、金箔を粉のようにしたものを蒔いて描かれていきます。寸法につきましては、右隻、左隻とも、たて116.4cm、よこ269.6cmの六曲一双屏風でございます。制作年代につきましては、17世紀中頃から後半にかけての江戸時代前期とされております。作者は不明でございます。資料裏面に実際の屏風の写真がございます。特色でございますが、鎌倉時代の末期に吉田兼好によって著された「徒然草」の全部244段のうち28の説話が選ばれ、右隻、左隻それぞれに14場面ずつ描かれています。一つの話で一つの図、人物や情景が描かれており、その図の間を金雲で埋めています。「徒然草」を題材とする絵画作品は少ない上に、この屏風のように28の章段を描いているのは他に例がないと言われております。

指定の意義でございますが、まず、「徒然草」を題材として屏風に描かれたものは非常に稀で、17世紀に描かれたこの作品は最も古い作品のひとつであり、我が国の文化史上貴重な資料であります。もう一つは、絵師は特定できませんが、表現技法の豊かさや描写力の確かさは優れた水準に達しておりまして、絵画作品のとしての鑑賞価値が高く、絵画史上大きな意義を持つものとされていきます。それからもう一つ、同種の屏風絵に比べまして、描かれた説話の数が圧倒的に多く、「徒然草」の持つ多彩な世界を見事に視覚化しています。また、金雲を巧みに使って多数の場面をバランスよく配置するという構図感覚があり、金雲や地面に金砂子と金の切箔を使いまして、豪華さと重厚さを与える優れた技法などが評価された点でございます。次の頁、下の方の写真に、内容や情景

が類似する章段の例として3つ記載しておりますが、章段の選び方として、ある程度類似するようなものを集めて配置しているのが特徴の一つとなっています。

参考まで、別冊として資料を配付させていただきました。この資料の1枚目を御覧いただくと、右隻につきましては、下にありますように14の区画に分かれております。右隻の右側の百七段、十段、四十段の3つが貴族的生活を表しており、似たようなものを集めていることがわかります。それから、右側の序段、十一段、八段というところには、山里の情景を集めております。それから、全体的な特徴としまして、真ん中の方には王朝風の行事、邸宅の様子などが描いてあり、その周りに山里を思わせるようなひなびた情景が描かれています。資料裏面が左隻となっております。同じような場面の割り付けとなっております。次の頁からが一つ一つを拡大したものとなりますが、例えば右隻の一番初め、1扇上段というところに描かれているものは、序段の「つれづれなるままに日ぐらし、硯に向かひて…」という場面で、この絵は手に筆を持ち頼杖をついて思案する兼好法師の姿を象徴的に描いているというものでございまして、このように一つ一つの絵が丁寧に描かれています。その他については参考に御覧ください。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

<菊川委員長>

御意見、御質問等ございますか。

<菊川委員長>

米沢には同じような屏風の国宝がありますよね。

<文化財・生涯学習課長>

「洛中洛外図」がございまして。

<菊川委員長>

それと比べると、この屏風はどのようなのですか。

<文化財・生涯学習課長>

それに比べますとサイズが一回り小さくなっています。

<菊川委員長>

私も「洛中洛外図」を見たことがありますが、この屏風の技法としてはどうですか。

<文化財・生涯学習課長>

一つ一つの話の絵を「金雲」という金の雲のようなもので括っているところが似ているかと思えます。

<菊川委員長>

作者はわからないのですね。

<文化財・生涯学習課長>

作者はわかりません。

<武田委員>

これは今まで文化財の指定はされていなかったのですか。

<文化財・生涯学習課長>

指定はされていませんでした。

- <小 嶋 委 員> これは昔からあったのですか。
- <文化財・生涯学習課長> 平成 15 年に個人から上杉博物館が購入したとのこと。
- <菊 川 委 員 長> 県内にあったのですか。
- <文化財・生涯学習課長> 県内、米沢市内の方がお持ちでした。
- <小 嶋 委 員> 博物館への持ち込みは山ほどあるそうですね。購入してもらえたという事は価値が認められたのでしょうか。
- <文化財・生涯学習課長> なお、文化財保護審議会の委員の中には美術関係の先生もいらっしやいまして、描写の筆致、着色の方法や顔料、金雲の形式などから、江戸時代の作であることがわかっています。
- <菊 川 委 員 長> 本物が見てみたいですね。
- <文化財・生涯学習課長> 博物館で 4 月 16 日から 1 ヶ月間、特別に展示するとのこと。
- <菊 川 委 員 長> それでは、ほかになれば原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <菊 川 委 員 長> 御異議なしと認め、議第 1 号は原案のとおり可決いたします。
- <菊 川 委 員 長> 次の議第 2 号及び議第 3 号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <菊 川 委 員 長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。
- 《 関係者以外退出 議第 2 号及び議第 3 号は秘密会にて審議 》

⑥閉 会

- <菊 川 委 員 長> これで、第1022回教育委員会を閉会いたします。